

国民年金

20歳になったら国民年金

20歳になられた皆さん、成人おめでとうございます。

20歳になった方は、国民年金の被保険者となります。20歳になってから、おおむね2週間以内に日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせが送付された後、年金手帳がお手元に届きます。年金手帳は国民年金保険料（以下、「保険料」）の納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので大切に保管してください。

令和3年度の保険料は月額16,610円です。年金は老後のためだけでなく、病気やケガなどで障がいが残ったときに障害年金が支給されるなど、現役世代の保証もされますので、納付書での納付のほか、口座振替などさまざまな納付方法を利用し、忘れずに納付しましょう。経済的な理由などで納付が困難な方は次の制度があります。

●学生納付特例制度

前年の所得が一定額以下の学生の方の納付が猶予されます。

●免除・納付猶予制度（学生ではない方）

本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合や失業した場合などに保険料が全額、または一部免除、納付が猶予されます。一部免除の方は減額された保険料の納付が必要です。

※学生納付特例、納付猶予が承認された期間は年金額には反映されません。保険料を後から納める（追納する）と年金額に反映されます。

●各種免除制度の申請に必要なもの

- ・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）
- ・学生証（学生の方）
- ・離職票（離職された方）

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161 / 住民課 ☎388-1115



消防署

消防水利付近での駐車禁止

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

皆さんは「消火栓」や「防火水槽」をご存知ですか？これらは、「消防水利」と言われ、消火活動をする際、欠かすことのできない施設です。火災時に被害を最小限にとどめることができるか否かは、早い現場到着と消防水利の確保にかかっています。

消防水利は主に道路脇や歩道上に設置されています。その位置を示すための標識が掲げられていたり、路上や蓋にマーキングされている物もあります。

当消防本部では定期的に消防水利の調査や点検、整備を行い、いっどこで火災が発生しても対応できる態勢をとっています。しかし、近年消防水利付近への違法駐車が障害となり、消火活動を妨げるケースが発生しています。

このような事態を避けるため道路交通法では次の場所での駐車を禁止しています。

【駐車禁止区域（消防水利の周辺）】

- ①消火栓から5メートル以内の部分
- ②防火水槽の側端またはこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- ③防火水槽の吸入口から5m以内の部分
- ④指定消防水利（プール・池・井戸・河川など）の標識が設置されている位置から5m以内の部分

皆さんの生命や財産を守るために使用される消防水利。しかし「ちょっとだけなら...」と駐車したことにより、火災が発生した時に一刻を争う消火活動の障害になります。そのような事態を起こさないためにも、消防水利周囲に駐車されないようご理解とご協力をよろしくお願ひします。

